FFID26-1

自 己 適 合 宣 言 書

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは
次に掲げる試験がISO/IEC 17025の要求事項に適合していることを宣言します。

自己適合宣言の対象試験

肥料等試験法 5.1 水銀
肥料等試験法 5.2 ひ素
肥料等試験法 5.3 カドミウム
肥料等試験法 5.4 ニッケル
肥料等試験法 5.5 クロム
肥料等試験法 5.6 鉛
肥料等試験法 3.1 水分又は水分含有量

試験を実施する組織の名称及びその所在地

（試験を実施する組織の名称）　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
本　部：肥飼料安全検査部肥料部門
札　幌：札幌センター 肥飼料検査課
仙　台：仙台センター 肥飼料検査課
名古屋：名古屋センター 肥料検査課
神　戸：神戸センター 肥料検査課
福　岡：福岡センター 肥料検査課

（試験を実施する組織の所在地）　本　部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
札　幌：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙　台：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋：名古屋市千種区四谷通3-6-2
神　戸：神戸市中央区港島南町1-3-7
福　岡：福岡市東区千早3-11-15

自己適合宣言者

（宣言者の名称） 独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部
（宣言者の所在地）さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

2026年 10月 23日

ラボラトリマネジメント（肥飼料安全検査部長）

古川 明

この自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、
ISO/IEC17025:2017—『General requirements for the competence of testing and calibration laboratories』
（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）です。
この適合宣言は、
ISO/IEC17050-1:2004（JISQ17050-1:2005）
適合性評価－『供給者適合宣言－第1部』:一般要求事項に基づき行っています。